

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千四百三十二號

昭和十八年七月六日(火)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房人機密第三一四號

當分ノ内昭和十八年七月一日現在ニ於テ左ノ官職ニ在
ル者ノ各上級ノ官職ヘノ進級實役停年ハ海軍豫備員令
第二十條及同施行規則第十八條ノ二第二項ノ規定ニ依
リ之ヲ各頭書ノ通短縮ス

昭和十八年七月一日

海 軍 大 臣

六月

豫備員タル二等飛行兵曹及同二等整
備兵曹

三月十五日

豫備一等兵

○ 通 牒

兵備二第二號ノ一〇八

昭和十八年六月十五日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

綿糸發註計畫書記載様式ニ關スル件照會

昭和十八年第一乃至第二四半期ニ於ケル首題記載様式
左記ノ通ニ有之候條了知ノ上可然處理相成度
尙第三四半期以降ノ分ニ關シテハ追而照會可致候
記

一 二種以上ノ異レル糸ヲ使用セル交織織物

一八織局第二九六號商工省織維局長通牒ニ依リ

(別紙)(様式第一)

二 右以外ノ織物

從來通(様式第二)

(別紙)

一八織局第二九六號

昭和十八年五月三十一日

商工省織維局長 西 川 浩

海軍省兵備局長殿

軍需發註計畫書ニ關スル件

海軍公報(部内限) 第四千四百三十二號

昭和十八年七月六日

六九一

0611

從來二種以上異レル糸ヲ使用セル交織織物ノ發註計畫書ハ糸別ニ之ヲ異ニセルヲ以テ經糸、緯糸及其糸ノ所要量分明ヲ缺キ生産計畫作成ノ上種々困難ヲ來シ爲ニ製織遲延ノ虞アリ軍需品整備ノ上ニモ支障ヲ來ス結果トモ相成様思考セラレ候ニ付テハ昭和十八年度ヨリ左記ノ如ク發註計畫書作成相成様致度尙貴軍關係各發註部局ニ對シテモ右ノ趣旨徹底方可能取計相成度此段及通知候也

追而軍ニ於テ交織物ノ製造者指定ニ際シテハ別紙各統制會宛通牒寫參照ノ上委託セル製造業者ノ手持織機ノ登録關係ヲ豫メ調査ノ上發註相成度申添候

記

二種以上ノ異レル糸ヲ使用セル織物ノ發註計畫書作成ニ當リテハ當該織物ノ品名、所要糸ノ種類、各糸ノ番手及數量ヲ同一計畫書ニ明記シ同時ニ織物ノ密度(經糸及緯糸ノ打込本數)巾(吋)長(碼)、反數ヲ記載スルコト
尙製造業者ノ受託製品製造ニ責任ヲ負ハシムル爲メ發註計畫書製造者欄ニ製造業者ノ印章捺捺セシムルコト

(別紙寫)

一八織局第二九九六號

昭和十八年五月三十一日

商工省纖維局長 西川 浩

綿ス・フ統制會會長
人絹統制會會長
羊毛統制會會長
麻統制會會長

軍需用糸割當ニ關スル件

軍發註ニ係ル二種以上ノ織糸ヨリナル織物用原糸ノ割當團體ニ關シテハ昭和十八年度ヨリ左記ノ如ク取扱フコトト致度候條右了知ノ上可能措置相成度此段及通牒候也

追而交織織物ノ發註計畫書ニ關シテハ昭和十八年度ヨリ同一計畫書ニ記載方別紙寫ノ通陸海軍ニ對シ依頼致置候ニ付爲念申添候

記

異種ノ糸ヲ以テ製織スル織物用原糸ノ割當ニ關シテハ原則トシテ受配者ノ使用織機ヲ登録セル統制會ヨリ配給スルコトトシ受配者ガ二以上ノ統制會ニ加入シ居ル場合ハ當該織物ヲ製織スル織機ノ登録シアル統制會ヨリ配給スルコト但シ製織スル織物ノ品種ニヨリ當該統制會ヨリ糸ノ配給ヲナスヲ適當(次項參照)ト認メ難キ場合ハ當該織機ヲ該當統制會ニ轉籍セシムルカ若ク

ハ受配者ノ變更ヲ軍ト交渉スルコト
各統制會ニ於テ夫々割當ヲ適當トスル織物ノ種類次ノ
如シ

綿ス・フ統制會

綿織物(交織物ヲ含ム)ス・フ織物(交織物ヲ含ム)、強力人絹タイヤコード用布但シ軍需用生交織麻布(經糸ハ綿糸、緯糸ハ麻糸使用ノ綿織物)ヲ除ク

人絹統制會

人絹織物(交織物ヲ含ム)絹織物(交織物ヲ含ム)

羊毛統制會

毛織物(交織物ヲ含ム)麻織物(交織物ヲ含ム)軍需用生交織麻布

備考

右織物ノ呼稱ハ昭和十三年四月一三工第二六四七號商工次官通牒ニ依ルモノトス但シ綿ス・フ統制會ニ登錄シアル紡績機(ガラ紡績ヲ含ム)ニヨリ紡績シタル糸ハ之ヲ綿糸又ハス・フ糸羊毛統制會ニ登錄シアル紡績機ニヨリ紡績シタル糸ハ之ヲ毛糸、人絹、絹統制會ニ登錄シアル紡績機ニヨリ紡績シタル糸ハ之ヲ絹糸、麻統制會ニ登錄シアル紡績機ニヨリ紡績

シタル糸ハ之ヲ麻糸トシテ取扱フモノトス
(別紙二葉添)

經監第三六號

昭和十八年七月二日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

特別行爲稅免除ニ關スル件通牒

本年勅令第三百二十六號ニ依リ四月一日ヨリ特別行爲稅法施行セラレ候處海軍ノ軍人、軍屬及海軍大臣ノ監督ニ屬スル團體等ノ爲ニ爲ス左記一ニ掲グル行爲ニ付テハ左記二ノ手續ニ依ルトキハ特ニ課稅セラレザルコトニ主務省ト協議濟ニ付可然取計相成度

記

一 課稅免除ノ範圍

- (イ) 海軍軍人ノ服裝品(正裝及禮裝ヲ除ク)及海軍文官從軍服ノ仕立
- (ロ) 海軍ノ官衙、部隊若ハ學校又ハ海軍士官ヲ以テ組織スル團體ニ於テ編纂シ專ラ軍人、軍屬ノ教育若ハ研究ノ用ニ供シ又ハ部外ノ學校ニ於ケル軍事教練ノ用ニ供スル出版物ノ印刷及製本但シ出版物

海軍公報(部内限)第四千四百三十二號

昭和十八年七月六日

六九三

0613

(ハ) 頒布ニ付營業的色彩アルモノヲ除ク
 海軍大臣ノ監督ニ屬スル團體ガ海軍大臣ノ認可ヲ受ケ軍人、軍屬ノ教育訓練、恤兵又ハ遣家族慰問ノ用ニ供スル爲出版スル圖書ノ印刷及製本但シ出版物ノ頒布ニ付營業的色彩アルモノヲ除ク

課税免除ニ對スル手續
 (イ) 前號(イ)ニ該當スルモノニ付テハ海軍經理部長

(東京ニ在リテハ海軍省經理局第二課長以下同ジ)ハ服裝品又ハ從軍服ノ仕立ヲ爲ス者ヲシテ本通牒ニ依リ課税免除ノ取扱ヲ爲スヲ要スルモノニ付一月分ヲ取纏メ注文者ヨリ交付ノ注文ニ關スル書類ヲ添附シ特別行爲税免除ニ關スル申請ヲ爲サシメ之ニ對シ證明ヲ爲シ又ハ適宜ノ證明書ヲ交付スルコト

前項ニ依リ難キ場合ハ海軍經理部長ハ服裝品又ハ從軍服ノ調製ヲ注文スル者ノ申請ニ依リ特別行爲税免除ニ關スル證明書ヲ交付スルコト

(ロ) 前號(ロ)ニ該當スルモノノ内海軍ノ官衙、部隊又ハ學校ニ於テ編纂スルモノニ付テハ當該出版物ニ編纂者名ヲ明記スルコト
 (ハ) 前號(ロ)ニ該當スルモノノ内海軍士官ヲ以テ組織

スル團體ニ於テ編纂スルモノノ及前號(ハ)ニ該當スルモノニ付テハ當該團體ニ於テ特別行爲税免除ニ關シ海軍大臣ノ認可書ノ交付ヲ受クルコト
 前號ノ認可書ハ週刊又ハ月刊等定期出版ノモノニ付テハ初版ノトキ、隨時出版ノモノニ付テハ其ノ都度之ヲ受ケ印刷又ハ製本業者ニ交付スルコト
 (ニ) (イ) 第二項ニ依リ海軍經理部長ノ交付スル證明書ハ別紙様式ニ依ルコト

(別紙様式)

番 號
 證 明 書
 一 品 名 數 量 官 氏 名
 一 注文者又ハ著用者
 右ノ者ニ對スル特別行爲税法第一條第四號ノ行爲ニ付テハ特別行爲税ノ課税ヲ免除セラルベキモノトス
 昭 和 年 月 日

海軍經理部長
 (海軍省經理局第二課長)

軍需機密第四三八號

昭和十八年七月六日

0614

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

烹炊用燃料現地調達使用ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シテハ輸送力ノ關係上從來屢現地調達品
使用ノコトニ強調シ來レル處最近ニ於ケル輸送力ハ漸
次逼迫ノ狀況ニ在リテ兵器彈藥及糧食ノ補給ニモ影響
ヲ及ボス懼有之ニ付自今烹炊用燃料ハ極力現地ニ於テ
調達シ萬己ムヲ得ザル場合ノ外ハ内地ヨリ輸送セザル
コトニ定メラレ候條可然取計相成度

尙本件ニ關シテハ昭和十七年八月二十七日軍需機密
第九四八號ヲ以テ申進ノ趣旨ヲ充分活用セラレ度

(參照) 昭和十七年八月二十七日軍需機密第九四八號ハ薪入手困難
ナル地方ニ在リテハ極力石炭ヲ使用シ薪節約ノ件ナリ

○ 辭 令

小出 三郎

第二遣支艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク (昭和十七年八月二十七日海軍省)

(各通)

龜井 五郎
小坂 信教

水路部ニ於ケル業務囑託ヲ解キ南西方面艦隊ニ於ケ

ル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (任前同)

高妻 秀直

水路部ニ於ケル業務囑託ヲ解キ南東方面艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (任前同)

參千六百六拾圓

佐藤 信英

參千六百圓

小林 良正

參千四百圓

吉岡 恒夫

(各通) 貳千四百貳拾圓

寺部 俊次

貳千五百拾圓

土井 章

千六百五拾圓

小山 嵩

千四百七拾圓

澤田 五郎

南西方面艦隊司令部ニ於ケル事務囑託ヲ解キ「バタビヤ」在勤海軍武官府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

古川 秀忠

第二南遣艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解キ「ホルネオ」民政部ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス (以上十五員同)

古川 秀忠

昭和十八年七月六日

六九六

第三南遣艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解ク(十四日同)

(各通)

北島 眞恒
第一南遣艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(二十五日同)

向山 博人
第二南遣艦隊事務囑託

(各通)

小澤 嘉一郎
自今報酬ヲ給セス(十四日同)

金子 啓藏
徵用中自今年額參千圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(十八日同)

岡松 楯夫
第十一海軍航空廠工員養成所教務囑託ヲ解ク(二十二日同)

太田 精一
徵用中自今年額貳千四拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(二十五日同)

渡谷 一雄
秋田陽一郎
ニユーギニア民政府ニ於ケル齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス

深谷 富之助
但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上六日同)

淵 通義
マカツタル研究所ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(六日同)

對馬 親文
南西方面海軍民政府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

池田 勇
海軍運輸部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク

白谷 信一
南西方面海軍民政府ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

東 信隆
第三南遣艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(以上十五日同)

0616

寄川 義雄
 ニューギニア政府ニ於ケル事務ヲ囑託ス
 但シ報酬年額千貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇ト
 ス(六二四同)

鐵道官 池田 喜一郎
 横須賀鎮守府附ヲ免シ横須賀海軍運輸部附ヲ命ス

同 熊野 正太郎
 吳鎮守府附ヲ免シ吳海軍運輸部附ヲ命ス

同 山本 巖
 佐世保鎮守府附ヲ免シ佐世保海軍運輸部附ヲ命ス

同 酒居 正一
 舞鶴鎮守府附ヲ免シ舞鶴海軍運輸部附ヲ命ス

同 後藤 毅一
 大阪警備府附ヲ免シ大阪海軍運輸部附ヲ命ス

横須賀地方海軍運輸部囑託

三隅 朝雄
 高江 興四郎
 千葉 信次郎
 水口 雅彦
 色川 康夫
 宮田 壽雄

(各通)

東京地方海軍運輸部囑託

横濱地方海軍運輸部囑託

四日市地方海軍運輸部囑託

横須賀海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬
 待遇如故)

佐世保地方海軍運輸部囑託

(各通)

佐世保海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬
 待遇如故)

舞鶴地方海軍運輸部囑託

青柳 辰男
 三並 豪
 鈴木 寛
 宮本 孝
 望月 政之
 宍戸 清
 中林 奇一
 森岡 加之助
 石原 左將
 國友 正道
 川村 吉信
 富永 重雄
 上枝 忠義
 近藤 精市

(各通)

森 芳規
長嶋 信太郎

舞鶴海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬如故)

大阪地方海軍運輸部囑託

田中 雄次郎

藤田 武雄

香川 高喜

(各通)

神戸地方海軍運輸部囑託

藤本 俊一

壹岐 建夫

大阪海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬如故)

大湊地方海軍運輸部囑託

金澤 節

若月 利治

若井 豊藏

小樽地方海軍運輸部囑託

中島 四郎

國松 孝吉

高畠 金藏

(各通)

釧路地方海軍運輸部囑託

加藤 徹四郎

室蘭地方海軍運輸部囑託

森島 靖雄

吉田 木郎

高内 知海

大湊海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬如故)

札幌地方海軍人事部囑託兼小樽地方海軍運輸部囑託

杉山 秀夫

小樽地方海軍運輸部事務囑託ヲ解キ兼大湊海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬如故)

鎮南浦地方海軍運輸部囑託

三浦 辰夫

(各通)

大連地方海軍運輸部囑託

弘田 龍之進

鎮海海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬如故)

高雄地方海軍運輸部囑託

新妻 太郎

(各通)

樋口 政次

高雄海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬如故)

スラバヤ地方海軍運輸部囑託

中村 五百藏

0618

(各通)

マカツサル地方海軍運輸部囑託

山岡 久吉

小島 謹也

アンボン地方海軍運輸部囑託

山田 顯定

スラバヤ海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬如故)(以上二六五同)

(各通)

貳千四百圓

千九百圓拾圓

村岡 憲一
近藤 義雄

徵用中自今年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奉任官待遇トス(二六八同)

第一南遣艦隊司令部附ヲ免ス
地質調査所技師 堀 純郎

南西方面海軍民政府附ヲ免ス(以上二六四同)
内務屬 永野 重太郎

臺北州公立國學校訓導 八卷 正幹
海南警備府附ヲ免ス(一四同)

(各通)
京都帝國大學教授 澤村 宏
九州帝國大學教授 谷村 熙

廣海軍工廠鑄物實驗部ニ於ケル業務ヲ囑託シ報酬年額千圓ヲ贈與ス

第八海軍軍需部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奉任官待遇トス
村崎 一郎

(各通)

村上 英
宮村 本彦
霜鳥 芳三

海軍艦政本部ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奉任官待遇トス
中島 宗一

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金五百圓ヲ贈與ス

海軍省事務囑託ヲ解ク

豊田 久二

部内限奉任官待遇トス(報酬如故)
東京帝國大學教授 我妻 榮

海軍經理學校ニ於ケル民法教授ヲ囑託シ報酬年額千五百圓ヲ贈與ス
三並 貞三

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奉任官待遇トス
鈴木 一郎

長谷川 昌夫

海軍公報(部内限) 第四千四百三十二號 昭和十八年七月六日

六九九

0619

(各通)

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

小笠原隆	前田柳一	今井保一	神保銚正	岡野六彌	小野三男	服部正男	古筆最興	木村一男	佐々木高	富永基隆	三橋保	新貝敏之	島村安彦	原田康男	大澤祐太郎	田中鐵次	橋本安起	菅原正孝	小松昌夫
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	-------	------	------	------	------

(各通)

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス

草野亮	橋本龍一郎	松岡敬信	瀬崎成三	古河原吉雄	中塚正明	三浦滿	田邊千代子	石川次郎	桑原松子	鈴木行雄	阿部悉雄	河崎玉江	天野美都里	廣瀬久代	齋藤久子	五十嵐環	望月嘉代子	山田茂雄	宮ヶ原登
-----	-------	------	------	-------	------	-----	-------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	-------	------	------

(各通)

阿部勝海	片倉清	竹田俊司	寺田仁	萩久保幸子	立田正	村上光夫	柴田正藏	赤堀行雄	本田信一	東幸博	服部仙之助	伴野秋義	山本武	稻場正章	庭山文子	原田泰藏	泉勇	桑原隆文	渡邊興志雄	辻丈雄
------	-----	------	-----	-------	-----	------	------	------	------	-----	-------	------	-----	------	------	------	----	------	-------	-----

海軍省事務ヲ囑託ス

吳海兵團柔道教師囑託

自今報酬年額千貳百圓ヲ給ス

緒方久人

横濱在勤海軍武官府ニ於ケル事務ヲ囑託ス

上田兼治

但シ報酬年額千八拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

長瀬伊勢治

第十一海軍航空廠工員寄宿舎事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額七百八拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

安永両之助

川棚海軍工廠ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額八百四拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上五七〇円同)

海軍航空本部附
海軍主計長曹長

越川近松

海軍航空本部附海軍書記

中山時宗

(各通)

同

海軍航空本部附雇員

中島瑛

七〇一

海軍航空本部附員 小島 友治
同 砂崎 季子
臨時海軍徵備航空輸送本部總務課附ヲ命ス(陸海軍輸送本部長)

○ 雜 款

○司令驅逐艦變更
第一驅逐隊司令ハ六月十一日司令驅逐艦ヲ神風ニ變更セリ

○司令潜水艦變更
第十二潜水隊司令ハ五月十五日司令潜水艦ヲ伊號第百七十五潜水艦ニ變更セリ

第二十六潜水隊司令ハ六月二十四日司令潜水艦ヲ呂號第六十七潜水艦ニ變更セリ

○司令掃海艇變更
第一掃海隊司令ハ六月十二日司令掃海艇ヲ第五號掃海艇ニ變更セリ

○事務所設置
驅逐艦早波艦裝具事務所ヲ六月二十八日舞鶴海軍工廠内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○事務所撤去
第二十八號掃海艇裝具事務所ハ六月二十八日撤去セリ

○追加
六月十八日附公報(部内限)通牒教育機密第一七一號申進中件竝ニ教育項目中教育ノ下ニ「研究」ヲ加フ

○正誤
六月十一日附公報(部内限)號外官房軍第六五一號公稱第五六七五號ノ項中「(二百立方米)」ヲ「(三百立方米)」ニ、同第五六七七號ノ項中「(同)」(同)「(同)」ヲ「(ブリストマン式)(四十立方米)」ニ改メ同第五六八一號ノ項中備考欄ニ「南洋方面工事用」ヲ脱ス
自第五六七五號至第五六八二號ノ項中契約納入場所ノ欄ノ「吳工廠」ヲ削ル

(様式第一)

發註計畫
第 號 昭和 年 月 日
(發註廳)

第 號 昭和 年 月 日
(主務部局)

兵備二第 號 昭和 年 月 日
海軍省兵備局

受註 明細	品名		銘柄又ハ 規格番號	幅長		數量		納入 月	備 考
				時	碼	反數 又ハ個數	米數		
				×		反	米		
所 要 明 細	使用系別	銘柄	番手	密度	100米 (又ハ個數) (當リ系量)	(1捆180匹) ト ス		購入 月	
	經系			(時間)	細	捆			
	緯系								
	其他								
住所 (受註者) 氏名									
住所 (製造者) 氏名									
									印

(昭和十八年七月六日海軍公報(部内限))

0623

(様式第二)

發註 計 畫
第 號 昭和 年 月 日
(發註 應)

第 號 昭和 年 月 日
(主務部局)

兵備綿第 號 昭和 年 月 日
海軍省兵備局

受註 明細	品 名		巾 長		數 量	購入月	備 考
					米 反 個	月	
所 要 綿 絲	經	使用綿絲 (純綿絲・混綿絲)	銘柄	番 手	捆 數 (1捆180延トス)	入手月	月
	絲			單絲 雙絲	捆		
	緯			單絲 雙絲			
	其他			單絲 雙絲			

(昭和十八年七月六日海軍公報(部内限))

住 所
(受註者) 氏 名

工業組合聯合會所屬 組 合
(製造者) 氏 名

0624

(限 内 部)

海軍公報

(部内限) 第四千四百三十三號

海軍大臣官房

昭和十八年七月七日(水)

○令 達

官房艦機密第二號ノ九二
昭和十八年七月六日

海 軍 大 臣

各鎮守府司令長官殿
兵器簿ノ件通達

各艦船部隊學校兵器簿砲術長主管之部中左記ノ通改正
ス 記

區分	類 別	品 名	改正事項
改正	五十口径 三年式二號二十糎砲		品名中ニ 「二型」ヲ追 記シ雜記中 ニ「二型」ヲ
同	五十口径 四一式十五糎砲		
同	五十口径 三年式十四糎砲	九一式時	記シ雜記中
同	五十口径 三年式十二糎七砲	限信管目	ニ「二型」ヲ

同	同	同	同
五十口径 八八式十糎高角砲	四十五口径 三年式十二糎砲	四十五口径 十一年式十二糎砲	四十五口径 十年式十二糎高角砲

○通 牒

經給第二號ノ一一
昭和十八年七月一日

海 軍 省 經 理 局

關係各應御中

徵用延期ニ因リ家事整理等ノ爲歸郷スル
場合ノ旅客運賃割引ニ關スル件通牒
海軍各應ノ被徵用職ニシテ徵用延期ニ因リ家事整理等
ノ爲歸郷スル場合ハ左記ニ依リ再徵用職旅客運賃割引
證ヲ發行スルコトト相成候條了知相成度

海軍公報(部内限) 第四千四百三十三號 昭和十八年七月七日

七〇三

0625

追テ昭和十八年鐵道省告示第七十二號(七月一日官報掲載)參照ヲ得度

記

一 割引條件

海軍各廳ノ被徵用者(雇員、傭取、工員、鐵員、船員)ニシテ徵用延期ニ因リ家事整理等ノ爲歸郷スル場合ノ往復旅行ニ限ル

二 等級及割引率 三等 二割

三 割引區間 省線各驛相互間

四 割引證

イ 海軍省ニ於テ鐵道省ヨリ交付ヲ受ケ經理部又ハ經理部支部ニ配付ス

ロ 東京所在各廳ハ經理局ニ、其ノ他ノ各廳ハ最寄ノ經理部又ハ經理部支部ニ所要數ヲ豫定シテ要求スルモノトス

ハ 發行擔任官ハ經理局長、經理部長又ハ經理部支部長トス

ニ 發行擔任官ハ番號及發行擔任官職氏名ヲ記入ノ上職印ヲ押捺シ各廳長ニ交付ス

五 旅行證明書

ホ 各廳長ハ發行擔任官ニ代リ使用者ノ氏名年齢及發行日附ヲ記入シテ本人ニ交付ス
ヘ 前號ニ依ル記載事項ノ訂正ハ發行擔任官ノ職印ヲ要スルモノトス

被徵用者ガ旅行ヲ爲ス場合ハ左ノ旅行證明書ヲ携帶シ係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スベキモノトス

表

第 號	再徵用者旅行證明書
現住所	氏 名
生 年 月 日	氏 名
右ハ被徵用者ニシテ徵用延期ニ因リ歸郷ノ爲旅行スルモノナルコトヲ證明ス	
昭和 年 月 日	
發行者 職 氏 名	職印

備考 發行者ハ所屬廳長トス

(九・一程)

(六・四程)

0626

- 一 本證明書ハ他人ニ貸與シ又ハ讓渡スベカラズ
- 二 本證明書ハ乘車船中必ズ携帯シ鐵道係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スベキモノトス
- 三 本證明書ヲ紛失シタルトキハ直ニ發行者ニ届出ツベキモノトス
- 四 本證明書ノ有効期間ハ發行ノ日ヨリ三箇月トス

- 六 乘車員數ノ連絡豫報
各廳長ハ旅行豫定員數ヲ取纏メ別ニ運輸本部長ノ定ムル處ニ依リ處理スルモノトス
- 七 方向變更及經路變更ノ取扱ハ之ヲ行ハズ
通報及其ノ他ノ取扱
- 八 經理局、經理部又ハ經理部支部ニ於テハ昭和六年經給第九一號(會計法規類集三卷六四〇頁參照)第一號及第二號ニ準ジ處理ノコト

各廳長 殿

海軍省軍務局長
海軍省人事局長

戰死、戰傷病者ノ遺家族ニ對スル秋的通知等ニ關スル件照會

首題ニ關シテハ昨年七月三日海軍機密第七八號ヲ以テ之ガ取締ニ關シ照會シアル處今猶往々ニシテ私ニ通知シ或ハ事前ニ遺族ヲ弔慰シ又ハ不用意ノ裡ニ漏洩スル等機密保持上ハ勿論遺家族ニ對シ種々不都合ヲ生ジタル實例尠カラズ誠ニ遺憾ナル次第ニ有之候ニ就テハ海軍機密第七八號ノ主旨徹底ニ關シ重ネテ嚴ニ示達相成度

○ 辭 令

(各通)

海軍中佐 山川 周吉
海軍主計少佐 子安 榮春
海軍省兵備局)

海軍主計少佐 山内 仲穗
海軍省經理局賜金國庫債券取扱官吏ヲ命ス

同 兒 玉 茂
右同取扱官吏ヲ免ス(以上皆海軍省經理局長)

海軍機密第六九號
昭和十八年七月五日

内令提
要登載

海軍公報(部内限) 第四千四百三十三號 昭和十八年七月七日 七〇五

艦隊經費主任出納官吏ヲ命ス
海軍主計少佐 山内 伸穂

同 兒 玉 茂

艦隊經費主任出納官吏ヲ免ス以上(候補支出官 海軍省經理局長)

海軍省經理局長 山内 伸穂
員海軍主計少佐

收入官吏ヲ命ス

同 兒 玉 茂

右同免ス(以上候補歳入徴收官 海軍省經理局長)

○ 雜 款

○正誤(済)
本年三月二十五日附公報(部内限)令達欄中「昭和十七年官房機密第一〇八四號及同第一〇八五號」ハ「及昭和十七年官房機密第一〇八四號」ノ(済)昭和十八年官房機密第一三四五號別冊扉中「昭和十七年官房機密第一〇八四號及同第一〇八五號」ハ「及昭和十七年官房機密第一〇八四號」(済)、二四頁十行目中「第二號」ハ「第三號」ノ孰モ誤(済)

海軍公報 (部内限) 第四千四百三十四號

昭和十八年七月八日(木)
海軍大臣官房

○通牒

人祕第二號ノ二三八

昭和十八年七月七日

内令撰
要登載

海軍省人事局長

各廳長殿

應召員被位被勳年數通算ノ件通牒

首題ノ件ニ關シテハ從來充員召集セラレタル者又ハ補缺、演習召集ヨリ引續キ充員召集セラレタル者等ニ限リ前後ノ年數ヲ通算セラレタルモ自今應召員ハ召集ノ種別ヲ問ハズ總テ參著ノ日ヨリ在職年ニ通算シ又被勳年加算附與セラレベキ場合ハ附與シ得ルコトト定メラレ候條了知相成度

追テ本件ハ既ニ被位被勳發令セラレタル者ニハ及ボサザルモノトス尙之ガ通算ノ爲資格發生セル場合被位ニ在リテハ昭和十八年八月一日、被勳ニ在リテハ同年八月三十一日資格發生者トシテ具申相成度

○雜款

○試驗問題發送

第五期 館山海軍砲術學校高等科砲術陸戰
第六期 館山海軍砲術學校高等科砲術陸上對空高角砲
第七期 館山海軍砲術學校高等科砲術陸上對空機銃
第八期 館山海軍砲術學校高等科砲術陸上對空機銃
練習生採用試驗問題發送
右六月二十八日左記ノ通發送濟、未着及別ニ必要ノ向ハ館山海軍砲術學校ニ至急通知相度

記

一 單獨試驗施行豫定ノ各部ニハ直送セリ
二 聯合試驗用ノモノハ各海軍人事部及各警備府宛送付(聯合試驗參加豫定ノ艦船部隊ニシテ行動豫定變更等ノ爲聯合試驗參加不能ノ向ニ對スル分トシテ若干ノ餘裕ヲ含ム)
(館山海軍砲術學校)

○見學取止
本校校務ノ都合ニ依リ左記期間一般ノ見學ヲ取止メ候條承知相成度

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千四百三十四號 昭和十八年七月八日

七〇七

0629

自 昭和十八年七月十五日
至 同 年九月三十日

(海軍兵學校)

○下士官兵潜水艦講習員入校ノ件
五月二十日海軍公報(部内限) 掲載ノ本講習員入校場

所「工作兵 大、竹本校」トアルヲ

主「工作兵 吳分校」ニ改ム

(海軍潜水學校)

○事務開始

上海海軍航空隊(假稱) 設立準備事務所ハ六月五日大
井海軍航空隊上海分遣隊内ニ於テ事務ヲ開始セリ

對馬艦裝員事務所ハ六月十九日鶴見造船所内ニ設置シ
事務ヲ開始セリ

第四十八號驅潜艇艦裝員事務所ハ六月三十日新潟市入
船町四丁目新潟鐵工所新潟工場内ニ設置シ事務ヲ開始
セリ

五〇一航空隊事務所ハ七月一日千葉縣木更津市木更津
航空基地ニ於テ事務ヲ開始セリ

第二十七號掃海艇艦裝員事務所ハ七月一日兵庫縣相生
市相生株式會社播磨造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ

第二三一設營隊設立準備事務所ハ七月二日舞鶴海軍建
築部内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○事務所撤去
第十九防空隊事務所ハ七月二日撤去セリ

○取消
七月一日附公報(部内限) 辭令欄六七三頁下段十七行
目「鈴木親抵」同六七四頁下段一行目「峰岸正太郎」、
同四行目「村上文雄」ノ辭令ハ孰モ取消

○正誤
昭和十七年十二月三日附公報(部内限) 一二七二頁辭
令欄上段五人目線路工員山下幸太郎ノ罷免月日「十月
十五日」ハ「十二月二日」ニ改ム。七月一日附公報(部内
限) 辭令欄六七二頁下段十二行目「安藏羊藏」ハ「安
藤羊藏」ノ孰モ誤

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第四千四百三十五號

海軍大臣官房

昭和十八年七月九日(金)

〇令 達

官房備第一八三號

昭和十七年官房第一七一六號中左ノ通改正ス

昭和十八年七月三日

海軍大臣



送付シ派遣元應ハ同條ニ規定スル書類ヲ作成シ扶助金ノ支出ヲ同應所管鎮守府所在地ノ經理部(東京ニ在ル派遣元應ハ海軍省經理局)ニ請求スルモノトス

(参照) 昭和十七年三月二十八日海軍公報(部内限)

官房經機密第四一二號

大東亞戰爭中雇員及傭人ニ支給スベキ扶助金ニ關シ左ノ通定ム

昭和十八年七月三日

海軍大臣

第一號(七)治療及扶助中(ロ)及(ハ)左ノ如ク改ム

(ロ) 公務ニ原因シ傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ傭人扶助令ヲ適用シ扶助金ヲ支給ス

前項ノ扶助金算出ノ標準タル給料ハ戰地ニ向ケ最終ニ戰地外ノ地ヲ出發ノ日ヨリ最初ニ戰地外ノ地ニ到著ノ日迄ノ期間ニ於テ公務ニ依リ受傷、罹病又ハ死亡シタル場合ニ付テハ之ヲ給料及増給(給料ノ二十割トス)ノ合計額ト爲スモノトス

(ハ) 特設應ニ於テハ雇員傭人扶助金支給細則第二條ニ規定スル書類作成ニ必要ナル資料ヲ派遣元應ニ

第一條 雇員及傭人ニシテ戰地ニ在ルモノ若ハ派遣セラレタルモノ又ハ一時往復スルモノノ公務ニ原因シ傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合雇員扶助令又ハ傭人扶助令ニ依リ支給スベキ扶助金ハ本令ニ依ル

本令ニ明文ナキモノニ付テハ雇員傭人扶助金支給細則(以下細則ト稱ス)ニ依ル

海軍公報(部内限) 第四千四百三十五號 昭和十八年七月九日

七〇九

0631

第二條 前條ノ規定ニ該當スル者ニ支給スベキ扶助金ノ算出ノ標準ニ關シテハ戰地ニ向ケ最終ニ戰地外ノ地ヲ出發ノ日ヨリ最初ニ戰地外ノ地ニ到着ノ日迄ノ期間ニ於テ公務ニ依リ受傷、罹病又ハ死亡シタル場合ニ付昭和十八年官房經機密第二六七號ヲ適用ス

第三條 廳長扶助金ノ支給ヲ要スルトキハ細則第二條ニ規定スル書類ノ作成及整備ヲ艦船部隊其ノ他ノ各部所管鎮守府ノ海軍人事部長、所管ノ鎮守府ナキ各部ニ在リテハ海軍省人事局長ニ委託スルコトヲ得但シ戰地ニ派遣前ノ廳ニ在籍ノ儘轉雇轉備シタル雇員、傭人ニ在リテハ當該在籍廳長(以下在籍廳長ト稱ス)ニ委託スルモノトス

前項ノ委託ヲ爲ス廳長在ラザル場合ハ該廳長所屬シタル廳長又ハ艦船部隊殘務整理班該廳長ニ代リ前項ノ手續ヲ行フコトヲ得

第四條 廳長前條ノ規定ニ依リ委託ヲ爲ス場合ニハ細則第二條ニ規定スル書類作成ノ資料トシテ委託ヲ受クベキ廳長ニ左ノ該當事項ヲ通牒スルモノトス

- 一 職氏名
- 二 受傷、罹病又ハ死亡ノ年月日
- 三 受傷、罹病又ハ死亡ノ場所

- 四 受傷、罹病又ハ死亡ノ概況
- 五 死體收容ノ有無

六 履歷

採用、命課又ハ給料額等海軍部内ニ採用後受傷、罹病又ハ死亡ニ至ル迄ノ事項詳記ノコト

七 本籍及遺(家)族(傭人死亡當時其ノ收入ニ依リ生活ヲ維持シタル者ヲ含ム以下之ニ同シ)遺(家)族ナキ場合ニ於テハ葬祭ヲ行フ者ノ現住所、受傷者、罹病者又ハ死亡者トノ續柄及氏名

八 受傷、罹病又ハ死亡ニ依ル諸給與金支給濟ノ有無(支給濟ノモノニ付テハ其ノ種別並ニ金額)

第五條 廳長第三條ノ規定ニ依リ委託ヲ爲シタルトキハ所屬長官ニ之ヲ報告スルモノトス

第六條 第三條ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタル海軍省人事局長、海軍人事部長又ハ在籍廳長ハ扶助金ノ支給ニ付テハ之ヲ本人受傷、罹病又ハ死亡當時ノ廳長ト看做ス

官房經機密第四三五號

艦船部隊等ノ經費等ノ取扱特例申左ノ通改正ス

昭和十八年七月八日

海軍大臣

第十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第十八條ノ二 支出官ト遠隔ノ地ニ在ル艦船部隊等ノ
經費ハ必要ニ應ジ兩支出官協議ノ上最寄支出官ノ經
費支辨ト爲スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ新支出官ハ速ニ其ノ旨海軍大臣
ニ報告スベシ

附則

本令ハ昭和十八年六月一日ヨリ之ヲ適用ス

(參照) 海軍機密會計法規類集一頁

官房艦第三三四號

昭和十七年官房第五八一三號中左ノ通改正ス

昭和十八年七月八日

海軍大臣

第二號(ホ)中「特設特別工作部ヲ除クノ外」ヲ削ル
第三號(ハ)ノ(三)ノ(A)中「工費、材料費及支拂外費ニ區分」
ヲ削ル
第三號(ハ)ノ(三)ノ(C)中「毎月頭及」ヲ削リ「工事現況(完
了)調書」ヲ「工事完了調書」ニ改ム、
書式第二ヲ別紙ノ如ク改ム

(別紙添)

(參照) 官房第五八一三號ハ工作艦(特設工作艦ヲ含ム)、特設海軍
工作部、特設海軍航空廠、特設特別工作部、管備府附屬ノ
修理工場、艦船又ハ兵器ノ修理ヲ爲ス特設部隊等ニ於テ工
事ニ要スル契約、通常物品及工事費ノ整理ニ關スル件ナリ
(昭和十七年海軍公報(部内限)第四二〇七號)

○通牒

官房機密第二五七號ノ二

昭和十八年七月七日

内令提
要登載

海軍次官

各廳長殿

海軍暗送公報發行ニ關スル件通牒

從來海軍公報(部内限)ニハ高度ノ機密事項ハ之ヲ揭
載セザルヲ例トセル處最近極秘以上ノ令達、通牒等ニ
シテ公報ニ掲載スルヲ適當ト認メラル、モノアルニ付
テハ自今海軍大臣官房ニ限リ海軍暗送公報ヲ發行シ海
軍省構内各局部起家ノ文書ヲ暗號化シテ掲載シ各廳
(海軍省構内各局部ヲ除ク)ニ配付スルコトニ定メラ
レ候
追テ本公報ノ取扱ニ付テハ其ノ性質ニ鑑ミ特ニ左記

海軍公報(部内限)第四千四百三十五號

昭和十八年七月九日

七一

0633

ヲ遵守シ慎重ヲ期セラレ度

記

- 一 暗號文ハ着信者ノ外翻譯セザルモノトス但シ第三號ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 暗號文ハ翻譯後成ルベク速ニ確實ナル方法ヲ以テ之ヲ燒却シ暗號文ト翻譯文ハ同時ニ保管セザルモノトス
- 三 着信者ハ要スレバ關係ノ廳ヲ指定シテ暗號文ヲ翻譯セシムルコトヲ得
- 四 暗號文ハ翻譯セザル場合ト雖モ受領後一ヶ月ヲ經過セバ確實ナル方法ヲ以テ之ヲ燒却スルモノトス
- 五 翻譯文ハ文書ノ形式トシ其ノ機密區分ハ文書番號ニ附記セルモノニ依ル
- 六 本公報ハ秘扱トシ他ノ公報ト區別シテ別綴トスルモノトス

官房機密第二五七號ノ三

昭和十八年七月七日

海軍省 副官

海軍省構内各局部長殿

暗送公報掲載事項取扱手續ノ件申進

- 首題ノ件ハ明治四十五年官房第二五七號及海軍省處務規程ニ依ルノ外左記ニ依ルコトニ定メラレ候
- 一 暗送公報ニ掲載ヲ要スルモノハ各主務局部ニ於テ文書ノ上方欄外ニ「暗送公報」ノ指定ヲ附ス
 - 二 暗送公報ニ掲載スルモノハ大臣官房ニ於テ暗送公報番號ヲ記入シ別紙様式（略）ニ依ル暗送公報原稿紙ニ之ガ文書番號、機密區分、月日及發受信者名ヲ記入原案ニ添附ノ上海軍省電信課ニ回附ス
 - 三 海軍省電信課ハ適當ナル暗號ニ依ル暗號文ヲ暗送公報原稿紙ニ記入シ原案ハ之ニ「月日暗送公報原稿作製濟」ノ旨附記ノ上主務局部ニ、暗送公報原稿ハ之ヲ大臣官房ニ送付ス
 - 四 暗送公報ニ掲載スル文書ハ同公報ノ性質ニ鑑ミ圖表ヲ含マザル文書ニシテ各廳長宛ノモノ又ハ宛先ヲ個々ニ記載シタルモノナルヲ要ス（關係廳長宛ト云フガ如キモノハ不可ナリ）
 - 五 大臣官房ニ於テ印刷發行ス
 - 六 發行後大臣官房ヨリ主務局部ニ對シ暗號文ヲ切取リタル公報一通ヲ送付ス

0634

兵備四機密第六〇四號

昭和十八年七月三日

海軍省 兵備局
海軍省 經理局

關係各廳御中

特設廳所屬工員ノ取扱及給與ニ關スル件中
改正ノ件通牒

昭和十七年兵備勞機密第二九五號中左ノ通改正ス

記

第三號ニ左ノ一項ヲ加フ

共濟組合員ニ非ザル工員ニシテ戰地ニ向ケ最終ニ戰
地外ノ地ヲ出發前又ハ戰地ヨリ最初ニ戰地外ノ地ニ
歸著後公務ニ原因シ傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ
死亡シタル場合ハ傭人扶助令ヲ適用シ給料ヲ算出ノ
基礎トスル扶助金ヲ支給セラル

(參照) 昭和十七年三月二十八日海軍公報(部内限)

海人第三〇號ノ一四九

昭和十八年七月八日

海軍省 人事局長

海軍公報(部内限) 第四千四百三十五號

昭和十八年七月九日

七一三

各鎮守府參謀長

各警備府參謀長

各艦隊參謀長

練習聯合航空總隊參謀長

關係各所轄參謀長

拔擢名簿ニ登載スベキ者ノ範圍ニ關スル
件申進

昭和十七年五月一日上等飛行兵曹ニ進級シタル者ハ其
ノ全員ヲ今期拔擢名簿ニ登載スルコトニ定メラレ候條
了知相成度

契九機密第二八二號

昭和十八年七月八日

海軍省 經理局長

各鎮守府參謀長
大湊、大阪警備府參謀長 殿

海軍下士官及兵用價格特配酒類取扱要領ニ
關スル件申進

昭和十八年五月七日大藏省告示第二百四號第三項ニ依
リ指定セラレタル酒類庫出稅ノ輕減ヲ爲スベキ酒類ニ
シテ海軍下士官及兵用ノ酒類ノ配給ハ別紙海軍下士官
及兵用價格特配酒類取扱要領ニ依リ處理方可然取計相
成度

0635

(別紙)

海軍下士官及兵用價格特配酒類取扱要領

一 配給ノ範圍、品種、數量

(イ) 海軍下士官及兵用價格特配酒類ハ内地ニ在ル下士官及兵(未成年者ヲ除ク)ニシテ價格特配酒ヲ必要トスル者ニ之ヲ配給ス

(ロ) 價格特配酒ヲ爲スベキ酒類ハ清酒、燒酎、及麥酒トス

(ハ) 海軍省經理局ハ大藏省主稅局ト協議ノ上各四半期毎ニ價格特配酒類ノ種類、級別及數量ヲ決定スルモノトス

二 配給方法

(イ) 海軍省經理局ハ各四半期毎價格特配酒類ヲ道府縣別ニ横須賀、吳、佐世保、舞鶴、大湊、大阪ノ各海軍經理部ニ割當テ關係各部ニ通知ス

(ロ) 各經理部長ハ右割當ノ範圍内ニ於テ海軍下士官及兵用價格特配酒割當證明書ヲ發行シ之ヲ關係各部隊酒保委員長ニ送付ス

(ハ) 關係各部隊酒保委員長ハ右證明書ヲ地方配給統制機關(道府縣酒類販賣株式會社)ハ地方麥酒販賣株式會社)ニ送付シ價格特配酒ノ配給ヲ受クル

モノトス

(ニ) 歸投艦船部隊乗員上陸時用、進發部隊補給用、内地ニ在ル外戰部隊補給用、其ノ他軍港地下士官兵集會所用ニ充ツル爲海軍省經理局ニ於テ定ムル一定量ヲ限リ各海軍經理部長ハ海仁會支部ニ對シ前記割當證明書ヲ發行スルコトヲ得ルモノトス

各海仁會支部ハ右證明書ニ依リ前號配給統制機關ヨリ特配酒ノ配給ヲ受クルモノトス

(ホ) 下士官及兵各人ニ對スル配給ハ關係各部隊酒保委員長又ハ各海仁會支部購買課參事ノ定ムル方法ニ依ル

但シ下士官及兵以外ニ配給セザル様嚴重取締リヲ要ス

(ヘ) 經理部ハ毎月配給実績ニ付調書(別紙様式)ヲ作製シ經理局ニ通知ス

(別紙添)

水機密第九八號ノ三

昭和十八年六月二十四日

水路部長

關係各廳長殿

0636

普通陸圖ヲ秘密地圖ニ編入ノ件通知
首題ノ件ニ關シ大本營陸軍參謀部ヨリ別紙ノ通過牒有
之候條了知相成度

(別紙)

大本營
陸軍部 參密第八〇號第一一

普通圖ヲ秘密地圖ニ編入ノ件通過牒

昭和十八年六月十九日

大本營陸軍參謀部總務部長 額 田 垣

水路部長 阿部嘉輔殿

別紙目錄ノ普通圖ヲ秘密地圖ニ改定編入セラレタルニ
付左記ニ基キ整理相成度依命通過牒ス

追テ右地圖ハ其ノ秘密區域ヲ規定ニ從ヒ整理ノ上普
通圖トシテ陸地測量部ヨリ近ク發行セラルヘキニ付
爲念申添フ

左記

一、各部隊、官衙及學校ニ保管シアル別紙目錄ノ地圖
ハ各所管毎ニ取纏メ昭和十八年八月三十一日迄ニ參
謀本部ニ提出スルモノトス
但シ五萬分一及二萬五千分一地形圖ニシテ將來保管
ヲ必要トスルモノハ別ニ取纏メ提出シ秘密地圖一連

番號ノ記入ヲ受クルモノトス

二、個人所有ノモノハ無償ニテ燒却スル如ク取計ヲモ
ノトス

通過牒先

陸軍省、海軍省、教總、航總、防總、
東、中、西各部、北方、關東、朝鮮、
臺灣各軍、支總軍、岡、剛、渡各集團、
香港總督、侍從武官、軍令部、船輸鐵
輪、陸大、陸測、中央氣象部、軍調、
大陸通信隊、部内各部、(班)一航

(別紙添)

○ 辭 令

(各通)

海軍省事務ヲ囑託ス(海軍省)

鐵道官	藤井松太郎
同	福島善清
同	齋藤秀雄
海軍軍醫大佐	横倉誠次郎
海軍軍醫中佐	蒔谷一夫
同	神代延敏
海軍軍醫少佐	松尾正俊

海軍公報(部内限)第四千四百三十五號 昭和十八年七月九日

七一五

0637

(各通)

海軍軍醫少佐 南 山 彦 九 郎

同 只 埜 強

同 西 田 福 治

海軍軍醫大尉 菅 川 邦 彦

同 東 海 林 正 美

同 宮 入 正 人

昭和十八年六月二十五日乃至七月八日施行ノ海軍兵學校海軍機關學校及海軍經理學校生徒採用試験(身體検査)臨時委員ヲ命ス

海軍軍醫大佐 宮 尾 績

同 種 子 田 庸 夫

同 立 川 勇

海軍軍醫少佐 福 田 省 三

海軍軍醫大尉 中 村 義 十

昭和十八年六月二十五日乃至七月八日施行ノ海軍兵學校海軍機關學校及海軍經理學校生徒採用試験(身體検査)臨時委員ヲ免ス(以上各同)

軍令部出仕海軍大佐 葦 名 三 郎

戦史部勤務ヲ命ス(海軍軍令部)

依 田 克 雄

海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬月額百貳拾五圓ヲ給シ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル

高 橋 武

海軍省南方政務部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬月額八拾圓ヲ給シ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル(海軍省南方政務部)

○ 雜 款

○事務開始

第五三一海軍航空隊ハ七月廿一日館山海軍航空隊内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○本日普通公報發行セズ

書式第二

(昭和十八年七月九日海軍公報(部内限))

引揚艦船(處理物件)工事完了調書

、 、 、 特別工作部

工事番號 (昭和 年度第 號) 作業船名 ○ ○

艦船名(品名)					所屬		
船材	長	深	吃水	總噸數	製造所名	引揚(處理)着手年月日	引揚(處理)完了年月日

支 出 額

従業員延日數	工費	材料費	外費	計	標準引揚費	作業船就業日數

備考

1. 沈没原因及工事現状ノ大要ヲ備考ニ記述スルモノトス
2. 徴用技術員及人夫ニ要スル人件費ハ工費、直買材料代ハ材料費、旅費、運搬費共ノ他雜費ハ外費トシテ整理スルモノトス
3. 引揚艦船(處理物件)ハ海軍所屬ノモノニ在リテハ「海軍」、陸軍所屬ノモノニ在リテハ「陸軍」、徴用船ニ在リテハ「何汽船會社(船主名)海軍(陸軍)徴用船」、徴用船ニ非ザル民間所有ノモノニ在リテハ「何汽船會社(船主名)」ノ如ク所屬欄ニ記載スルモノトス
4. 戦時事故ノ爲沈没セルコト明カナルモノニ在リテハ作業員延日數及作業船就業日數ヲ省略スルコトヲ得
5. 標準引揚費ハ所要經費ガ従前ノ例ニ依ル引揚費ト比較シ少額ナル場合ニ於テハ海軍工作廳工事費整理規則第四十七條ノ規定ニ準ジ適當ト認ムル額ヲ算定計上スルモノトス
6. 番號ハ年度毎ニ一貫番號トシ當該年度最終番號ニハ「何年度終」ヲ記載スルモノトス
7. 總噸數不明ナル場合ハ工事費整理規則別表第二號記事四ノ例ニ依ル

0639

(別紙目録)

(昭和十八年七月九日海軍公報(部内限))

父島		網走		根室		圖名		五十萬分一輿地圖		綱路		斜里		根室		圖名		要		綱路		斜里		根室		圖名		要			
						摘		要								摘		要								摘		要			
		長		廣		宇和島		圖名		長		小倉		宇和島		西之島		圖名		長		小倉		宇和島		西之島		圖名		要	
		一六、七、三〇發行ノモノヲ除ク		一七、一二、二八發行ノモノヲ除ク				摘		昭和一六、四、三〇發行ノモノヲ除ク								摘										要			

(部) 内 (限)

海軍公報

(部内限) 第四千四百三十六號

昭和十八年七月十日(土)

海軍大臣官房

○令 達

官房備第一四四號ノ二

昭和十二年官房第四四九六號中左ノ通改正ス

昭和十八年六月十五日

海軍大臣

表中第十一海軍軍用郵便所ノ項職員ノ欄所員專任「五人判任」ヲ「七人判任」ニ、第十三海軍軍用郵便所ノ項職員ノ欄所員專任「二十七人判任」ヲ「二十五人判任」ニ改ム

(参照) 昭和十二年官房第四四九六號ハ海軍軍用郵便所設置ノ件ナリ(昭和十七年十月六日本棚)

官房經機密第一三三號ノ二

臨時軍事費特別會計歳出臨時軍事費(款、項) 占領地民政諸費(目)ノ解疏中「民政部、」ノ下ニ「マカツサル研究所、」ヲ加フ

昭和十八年七月一日

要令 執

官房艦第三三五號

昭和十八年官房經第六八六號ノ規定ニ依ル初任手當ノ工作廳ニ於ケル工事費ノ整理ハ海軍工作廳工事費整理規則第十四條ノ服業工費トシ整理スル義ト心得ベシ

昭和十八年七月八日

海軍大臣

○通牒

官房備機第一四五號ノ七

昭和十八年七月九日

要令 執

各廳長殿

海軍省副官

郵便物ニ關スル件通牒

官房備機密第一四五號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關スル例規中左記ノ通改メラレ候

海軍公報(部内限) 第四千四百三十六號 昭和十八年七月十日

七一七

0642

記

附録部隊區別符表(其ノ一)中「第五〇一航空隊」ウ壹〇壹」「第五三一航空隊」ウ壹〇參」ヲ加フ
同(其ノ三)中「第三三一航空隊」イ四五」ヲ加フ

官房備機密第一四五號ノ八

昭和十八年七月九日

海軍省 副官

各廳長殿

郵便物ニ關スル件通牒

官房備機密第一四五號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關スル例規中左記ノ通改メラレ候

記

附録部隊區別符表(其ノ一)中「第一航空輸送隊」ウ參五」ヲ「第一〇〇一航空隊」ウ參五」ニ改メ「南東方面艦隊軍法會議」ウ壹〇五」「第二三二設營隊」ウ壹〇六」ヲ加フ

同(其ノ二)中「第三南遣艦隊軍法會議」テ壹貳」

「第百三海軍刑務所」テ壹四」ヲ加フ

同(其ノ三)中「第一南遣艦隊軍法會議」イ六五」

「第百一海軍刑務所」イ六六」ヲ加フ

〇感狀

感狀

第二機動部隊

昭和十七年六月「アリユーシヤン」群島方面作戦ニ於テ濃霧ヲ冒シ惡天候ニ耐ヘ長馳「ダツチハーバー」ヲ反覆攻撃シ所在ノ敵艦船飛行機ノ大部ヲ撃破シ軍事施設ヲ潰滅シタルハ爾後ノ作戦ニ寄與セル所極メテ大ニシテ其ノ功績顯著ナリト認ム
仍テ茲ニ感狀ヲ授與ス

昭和十八年三月十五日

聯合艦隊司令長官 山本 五十六

特設監視艇 第二十三日東丸

昭和十七年四月十八日敵機動部隊本土東方洋上ニ來襲スルヤ逸早ク之ヲ捕捉シ機ヲ失セズ敵發見ノ第一報ヲ發スルト共ニ爾後敵ノ執拗ナル攻撃ヲ冒シテ飽ク迄之ニ觸接シ其ノ最後ニ到ル迄刻々適切ナル敵情ヲ報告シタルハ我作戦ニ寄與セル所極メテ大ニシテ其ノ功績顯

著ナリト認ム
仍テ茲ニ感狀ヲ授與ス

昭和十八年三月十五日

聯合艦隊司令長官 山本 五十六

○ 辭 令

遞信技師 薩川 一義
第三軍用電信所長ヲ免シ東京海軍通信隊附ヲ命ス

遞信局事務官 海野 兼敏
第三十一軍用電信所長ヲ免シ東京海軍通信隊附ヲ命ス

遞信局技手 中村 源一
同 山下 清

通信書記 大熊 一平
同 和田 辰巳

同 榑 喜作
同 中村 兼吉

通信書記補 頼田 敏
同 太田 政利

機械工員 淺川 祝

(各通)

第三十一軍用電信所員ヲ免シ東京海軍通信隊附ヲ命ス(以上三三同海軍省)

北海道廳技師 石原 供三

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金五拾圓ヲ贈與ス
海軍省事務囑託ヲ解ク(三三同)

遞信局機械工員 岡島 豊一
第一南遣艦隊司令部附ヲ免シ佐世保鎮守府附ヲ命ス(三三同)

鎮海地方海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス(五三同)

宮内 萬藏

(各通) 通信書記 廣瀬 豊雄
同 内原 寅吉

東京海軍通信隊附ヲ免ス(五三同)

東京帝國大學名譽教授 寺澤 寛一
海軍省ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ部内限勅任官待遇

海軍公報(部内限) 第四千四百三十六號

昭和十八年七月十日

七一九

0644

トス

海軍省研究業務囑託

海軍科學技術審議會委員ヲ命ス(以上(註)同)

寺澤 寛一

事務員 松本 茂

第五海軍軍用郵便所員ヲ命ス

但シ身分ノ取扱ハ雇員トス

通信書記補 春川 寅平

第三十六海軍軍用郵便所員ヲ命ス

事務員 高橋 徳郎

第三十六海軍軍用郵便所員ヲ命ス

但シ身分ノ取扱ハ雇員トス(以上(註)同)

遞信局技手 中村 源一

同 山下 清

通信書記 大熊 一平

同 和田 辰巳

同 榑 喜作

同 中村 兼吉

通信書記補 頼田 敏

同 太田 政利

機械工員 淺川 祝

(各通)

東京海軍通信隊附ヲ免ス

同 大西 喜夫

同 工務員 高野 武久

同 小松 喜弘

同 加藤 利衛

同 遞信手 成田 秀雄

同 工務員 倉田 博

同 坂内 豊市

同 川淵 龍彦

同 松平 和子

同 秋本 陸二

同 佐藤 志郎

海軍省事務囑託ヲ解ク(註)同)

第二南遣艦隊ニ於ケル業務囑託ヲ解キ海軍省南方政

務部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千七百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官

待遇トス(註)同)

遞信局事務官 海野 兼敏

東京海軍通信隊附ヲ免ス(註)同)

遞信技師 薩川 一義

東京海軍通信隊附ヲ免ス(註)同)

海軍省事務囑託ヲ解ク
北海道廳部長 小林 誠一

第一海軍軍用郵便所員ヲ免ス(以上^{各同})
事務員 坂口 兼雄

鎮海地方海軍運輸部ニ於ケル事務囑託ヲ解キ鎮海海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス(報酬^{如故})
宮内 萬藏

第四十二海軍軍用郵便所員ヲ免シ第七海軍軍用郵便所員ヲ命ス
通信書記 藤原 猛

第四十二海軍軍用郵便所員ヲ命ス
事務員 松尾 義明

第四十二海軍軍用郵便所員ヲ命ス
但シ身分ノ取扱ハ雇員トス
遞信局遞信講習所教官 佐多 秀一

第七海軍軍用郵便所員ヲ命ス
事務員 白仁 哲郎

(各通)
同 有村 榮
同 幸野 光男

同 白澤 影雄

第七海軍軍用郵便所員ヲ命ス
但シ身分ノ取扱ハ雇員トス(以上^{各同})

遞信局事務官 小山 榮

第七海軍軍用郵便所長ヲ免シ第八海軍軍用郵便所長兼海南警備府附ヲ命ス
同 奥寺 俊吉

第八海軍軍用郵便所長ヲ免シ第七海軍軍用郵便所長ヲ命ス
通信書記 松下 馨

第六海軍軍用郵便所員ヲ免ス(以上^{各同})
軍令部事務囑託
古川 慈良

自今報酬年額貳千拾圓ヲ給ス
小林 賢治

鎮海海軍運輸部ニ於ケル事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千百參拾圓ヲ給シ部内限委任官待遇トス(以上^{各同})

南洋廳事務官 山野 雄吉

第四艦隊司令部附ヲ免ス(以上^{各同})

海軍公報(部内限) 第四千四百三十六號

昭和十八年七月十日

七二二

0646

(各通)

千四百七拾圓
千貳百圓

米倉 太助
大石 榮太郎

第五海軍燃料廠ニ於ケル醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

村山 勤

第二十一海軍航空廠ニ於ケル海軍共濟組合醫療業務
ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千貳百參拾圓ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

參千五百圓

太田 泉

貳千七百七拾圓

荒木 格

貳千七百七拾圓

東 春 助

貳千六百圓

森 貞四郎

貳千六百圓

豆谷 熊太郎

貳千六百圓

加藤 清久

第二十一海軍航空廠ニ於ケル海軍共濟組合醫療業務
ヲ囑託ス

但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

柚木 幹夫

第二十一海軍航空廠ニ於ケル海軍共濟組合醫療業務
ヲ囑託ス
但シ報酬年額貳千七百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

進藤 文一

第十一海軍航空廠ニ於ケル海軍共濟組合醫療業務ヲ
囑託ス

但シ報酬年額參千貳百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

南郷 祐吉

第六十一海軍航空廠ニ於ケル醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇
トス

佐藤 玄

第四海軍燃料廠ニ於ケル醫療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千七百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

橋口 不加之

第十一海軍航空廠大分支廠ニ於ケル海軍共濟組合醫
療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額參千五百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

第一南遣艦隊ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス
竹下 安朝

横須賀海軍航空隊教授囑託ヲ解キ洲ノ埼海軍航空隊教授ヲ囑託ス(報酬如故)
水野 嬌夫

(各通)
近藤 敏治
岡田 繁藏
海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス
高藤 俊男

釜山在勤海軍武官府ニ於ケル事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額九百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス
山田 彌三郎

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス
齋藤 平吉

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス
佐藤 磐夫
東京在勤海軍武官府ニ於ケル業務囑託ヲ解キ海軍運輸本部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

(各通)
臺灣總督府稅關關稅官 山本 哲志
臺灣總督府稅關鑑定官 石丸 良夫
海軍省事務ヲ囑託ス

(各通)
元北海道應技師 杉森 文彦
同 田中 彦敏
北海道應技師 永井 雄毅
北海道應路技師 佐藤 誠

大湊海軍建築部ニ於ケル土木業務囑託ヲ解ク
北海道應技師 岩崎 雄治
同 高田 善藏

(各通)
同 細 祐次郎
同 淺尾 基彦
同 高橋 敏五郎

大湊海軍建築部ニ於ケル土木業務ヲ囑託ス(以上詰同)
海務局事務官補 櫻井 勝榮

室蘭海軍監督官事務所函館商船部ニ要スル經費支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス

海務局事務官補 廣谷 市松
臨時資金前渡官吏ヲ免ス(六)支出官 海軍省經理局
長)

海軍主計少尉 中楚 重光
元山海軍航空基地ニ要スル給與及其ノ他ノ經費支拂
ノ爲艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス
同 春山 重好
右同臨時分任出納官吏ヲ免ス(六)同)

○ 雜 款

○見學取止ニ關スル件
現下急速ニ實現ヲ要スベキ重要事項山積シ當廠ノ使命
實ニ重大ニシテ廠務ハ特ニ多忙ヲ極メ居ルノミナラス
機密保持上ニ於テモ特ニ考慮ヲ要スルヲ以テ實驗研究
其ノ他職務上直接關係ナキ一般見學ハ此際取止メラル
ル様配慮相成度
(海軍航空技術廠長)

○司令驅逐艦變更
第十一驅逐隊司令ハ五月十七日司令驅逐艦ヲ天霧ニ變
更セリ

○事務開始

高崎艦裝具事務所ハ七月六日横濱市中區綠町三丁目三
菱重工業株式會社横濱造船所内ニ於テ事務ヲ開始セリ

○事務引繼
在室蘭海軍監督官事務所函館商船部臨時資金前渡官吏
六月八日事務引繼ヲ了ス

前任 海務局事務官補 廣谷 市松
後任 同 櫻井 勝榮

0649